

答 申 第 269 号
令和元年10月11日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和元年10月10日付け岐阜市子支第554号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されているところ、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を受けない私立幼稚園や認可外保育施設等（以下「対象施設等」という。）を利用する子どもの保護者については、市町村から法第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定（以下「認定」という。）を受けた場合には、対象施設等の利用料が無償化される。

子ども未来部子ども支援課及び子ども未来部子ども保育課は、認定状況を管理し、施設等利用費を適切に支給するため、認定を受け対象施設等を利用する子どもの保護者、子ども及び子どもの世帯員に関する次の個人情報を、個人情報ファイルとして保有するものである。

<認定の申請による個人情報>

- ア 氏名（子ども及び子どもの世帯員全員）
- イ 生年月日（子ども及び子どもの世帯員全員）
- ウ 電話番号（子どもの保護者）
- エ 住所（子ども及び子どもの保護者）
- オ 世帯主及び続柄（子ども及び子どもの世帯員全員）
- カ 利用する施設（子ども）
- キ 家族状況（子ども及び子どもの世帯員全員）
- ク 病歴及び心身障害（子どもの保護者）
- ケ 職種、勤務状況、採用年月日及び生活状況（子どもの保護者）
- コ 保育を必要とする事由（子ども及び子どもの保護者）
- サ 就労種別（子どもの保護者）
- シ 前年1月1日以降の転職状況（子どもの保護者）

- ス 出産日又は出産予定日（子どもの保護者）
- セ 病気、障がい名、障害手帳等の有無（子ども及び子どもの保護者）
- ソ 被介護者の氏名、病気・障がい名及び受診状況（子どもの保護者及び子どもの世帯員）
- タ 災害状況（子ども及び子どもの保護者）
- チ 求職状況（子どもの保護者）
- ツ 就学目的及び就学期間（子どもの保護者）
- <子ども子育て支援システムによる個人情報>
- テ 所得状況（子どもの保護者及び子どもの世帯員全員）
- <認定事務による個人情報>
- ト 認定区分（子ども及び子どもの保護者）
- ナ 認定期間（子ども及び子どもの保護者）

2 個人情報ファイルの名称
施設等利用給付認定台帳

3 意見
適当なものとする。